

令和7年6月市議会定例会議

総務常任委員会資料

1. 福島市職員の育児休業等に関する条例及び福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件中、総務部所管分

【人事課】

総 務 部

(議案第58号)

福島市職員の育児休業等に関する条例及び福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の
件中、総務部所管分

【福島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

1. 条例改正の趣旨

育児を行う職員の仕事と生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
部分休業制度を拡充する改正を行うもの。

※部分休業制度：小学校就学前の子の育児のために部分的に勤務しないことを認める制度（部分休業の時間は無給）

2. 条例改正の概要

現行の「1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業）」の形態に加え、新たに「1年につき条例で定める時間（10日相当）
を超えない範囲内（第2号部分休業）」の形態を設け、職員はいずれかの形態を1年の期間ごとに選択可能とする。

改正（案）	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">2 h</div> <div style="background-color: #e0f2f1; width: 200px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <p>① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと（第1号部分休業）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">1 h以上（1日単位で取得することも可）</div> </div> <p>② <u>1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと（第2号部分休業）</u></p> <p>※1年……………4月1日～翌年3月31日 10日相当…1日あたりの勤務時間数に10を乗じた時間 （勤務時間が1日7時間45分の場合：77時間30分）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">2 h</div> <div style="background-color: #e0f2f1; width: 200px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <p>1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと</p>

3. 条例の施行予定日

令和7年10月1日施行